

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

第七次甲府市総合計画策定支援業務

2 業務概要

本市では、平成28年度から「第六次甲府市総合計画」（以下「現総合計画」という。）に基づく実施計画を推進し、都市像に掲げる「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に取り組んできたところであるが、現総合計画の計画期間が令和7年度で満了となることから次期総合計画として、令和8年度を初年度とする「第七次甲府市総合計画」を策定する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (7) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、他市が発注した総合計画策定支援業務の受託し、完了した実績があること。なお、実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5 手続等

- (1) 第七次甲府市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布
公募型プロポーザル実施要領、仕様書、各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 提出方法等
参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画総室政策課

甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5293

FAX：055-220-6938

E-mail：seisaku@city.kofu.lg.jp